令和5年4月1日現在

佐世保市の補助金制度

佐世保市には、次のような独自の補助金制度があります。どうぞご利用ください。なお、補助金を受けることのできる要件や補助額等の詳細につきましては、各問い合わせ先にお尋ねください。

一般市民の方・団体向け

制度の名称	制度の概要	対象者	内　　容	問い合わせ先
「SASEBO Lifeをはじめよう！」奨学金等返還補助金	市内に定住し、就業した若者などを対象として、奨学金の返還実績に応じ、最大3分の2の額の補助金を最長10年間交付します。 令和4年度から社員の奨学金を代理で返還する企業にも支援します。	①市内の離島に定住し、そこで働く方②市内で創業する方③市内の製造業・情報サービス業の企業に就業する方④市内で一次産業に就業する方⑤市内の認可保育又は認定こども園に保育士として就業する方⑥市内の介護サービス事業所に就業する人⑦市内交通事業者の路線バス運転士として就業する人⑧市内の事業所等に就業し、基本給が20万円以内の方⑨代理返還　社員の奨学金の一部又は全額を代理返還する企業 ※それぞれに別途条件があります。	対象期間内の返還額を基礎として、 ・要件①の場合 2/3の額（上限20万円） ・要件②③④⑤⑥⑦の場合 1/2の額（上限15万円） ・要件⑧の場合 1/3の額（上限10万円） ・要件⑨の場合 1/3の額（上限10万円） ※最大で10年間申請可能です	西九州させぼ移住サポートプラザ ℡0956-25-9251 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ uji-turn@city.sasebo.lg.jp
移住応援助成金（移住就業支援助成）	県外から佐世保市へ移住し、かつ就労（正規雇用）等する方（テレワーク従事者可）に対して、引越に係る経費の一部を補助します。移住前に事前申請が必要です。	移住者で、かつ就業等する方。 5年間定住や転入後町内会への加入が必要です。	転入前住所による補助額 （移住者数により定額） ・移住前住所が海外又は北海道、東北地方、関東地方は1.5万円/人　他 ・移住前住所が中部地方、近畿地方、中国地方、四国地方は1.5万円/人　他 ・移住前住所が九州地方、沖縄県は1万円/人　他 ※本市の離島に移住する場合加算あり	西九州させぼ移住サポートプラザ ℡0956-25-9251 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ uji-turn@city.sasebo.lg.jp

移住応援助成金（賃貸住宅入居支援助成）	県外からの移住者で、かつ、市内の賃貸住宅（公営住宅含む）に入居した移住者に、家賃の一部を助成します。移住前に事前申請が必要です。	移住者で、市内の賃貸住宅に入居されている方。 5年間の定住や転入後町内会への加入が必要です。	賃貸住宅助成金　4万円 （離島の場合　6万円）	西九州させぼ移住サポートプラザ ℡0956-25-9251 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ uji-turn@city.sasebo.lg.jp
移住応援助成金（子育て世帯移住応援助成）	子育て世帯が、県外から佐世保市に移住し、かつ就業（正規雇用）等する方やテレワーク従事者に対し移住助成金、及び賃貸住宅家賃の一部を助成します。移住前に事前申請が必要です。 ※子育て世帯とは転入日現在中学生以下の子供を有している世帯。	移住した子育て世帯で、かつ就業等する方、若しくはテレワーク従事者。 転入後5年間定住や町内会への加入が必要です。	◎移住助成金　10万円/世帯 離島の場合13万円 ◎子育て世帯賃貸住宅家賃補助　6万円/世帯 ◎ひとり親家庭賃貸住宅家賃補助　24万円/世帯 ※ひとり親家庭とは、子育て世帯のうちひとり親となる世帯で「ひとり親家庭応援事業所」に勤務する家庭をいう。	西九州させぼ移住サポートプラザ ℡0956-25-9251 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ uji-turn@city.sasebo.lg.jp
移住応援助成金　（新卒移住応援助成）	県外の大学等を卒業後、佐世保市に移住し、かつ就業等（正規雇用）する新卒者に移住助成金、及び賃貸住宅に入居する方に賃貸住宅家賃の一部を助成します。 ※新卒者とは、県外の高校、専門学校、短期大学、4年大学等を卒業し、卒業から1年以内に佐世保市内で初めて正規雇用として就業等する者をいう。（卒業後、市外企業に就業等していた者を除く。）	新卒者が、県外から佐世保市に移住し、かつ就業（正規雇用）する方、及び市内の賃貸住宅に契約を締結して入居されている方。転入後5年定住、町内会への加入が必要です。	◎移住助成金　7万円/世帯 離島の場合　10万円 ◎賃貸住宅家賃補助金 6万円/世帯	西九州させぼ移住サポートプラザ ℡0956-25-9251 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ uji-turn@city.sasebo.lg.jp

移住応援住宅助成金（住宅新築・購入・改修助成）	県外からの移住者で移住前（完成後2か月以内に移住）、住宅を新築、購入、中古物件を購入し改修、又は実家改修等する場合、若しくは移住後（6ケ月以内に申請）に新築、購入、改修等する方に対し費用の一部を助成します。 新築・改修工事着工前、購入契約締結前に申請が必要です。	住宅を新築、購入、改修して佐世保市に移住した方（移住後の新築、購入、改修可） 5年間の定住や転入後町内会への加入が必要です。	助成対象経費×1/2以内 限度額 佐世保市（離島半島地域を除く）への移住の場合20万円 中学生以下の子供のいる世帯40万円 （離島半島地域の場合、20万円を加算） ※離島半島地域とは 宇久町、黒島町、高島町、吉井町、世知原町、小佐々町、江迎町、鹿町町、浅子町	西九州させぼ移住サポートプラザ ℡0956-25-9251 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ uji-turn@city.sasebo.lg.jp
任期制自衛官移住定住支援助成金	佐世保市の陸上自衛隊及び海上自衛隊に勤務する任期制自衛官が退官後、市内企業に就業等（正規雇用）し、かつ定住する場合に、助成金を交付します。 ※任期制自衛官とは佐世保市にある陸上自衛隊及び海上自衛隊に任期制自衛官として勤務し、佐世保市に居住（住民登録している者に限る。）している方をいう。	任期制自衛官が市内企業に就業等（正規雇用）すること。退官後、5年定住、町内会への加入が必要です。	◎移住定住助成金　30万円/世帯	西九州させぼ移住サポートプラザ ℡0956-25-9251 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ uji-turn@city.sasebo.lg.jp
させぼ移住応援感謝制度	市民と協働した移住支援として佐世保市への移住を検討している方に対し、移住実現のために尽力したことが認められる市民の方に対し記念品を贈呈します。	移住希望者がプラザに移住相談をする前に、させぼ移住応援感謝制度「移住応援者」登録フォームに登録した方で、プラザへの移住相談の斡旋を行うとともに、仕事、住まいの斡旋、引越支援などを行う方。	◎記念品 1.感謝状 2.佐世保市PRバッジ 3.「佐世保ふるさと市場サセボーノ物産購入券」2万円相当分	西九州させぼ移住サポートプラザ ℡0956-25-9251 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ uji-turn@city.sasebo.lg.jp
移住支援金	東京23区（在住者又は通勤者）から佐世保市内へ移住し、かつ「ジョブなび長崎」に支援対象企業として掲載された企業に就職した方、プロフェッショナル人材事業等を利用して就業した方、テレワーク勤務者、関係人口要件に該当する方、また創業支援金の交付決定を受けた方に、移住支援金を給付します。	東京23区（在住者又は通勤者）からの移住者で要件に該当する方。 転入後町内会への加入が必要です。	・2人以上の世帯：100万円 ・単身の場合：60万円 ・18歳未満の世帯員に1人につき30万円加算（R5.4.1以降の転入の場合100万円）	西九州させぼ移住サポートプラザ ℡0956-25-9251 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ uji-turn@city.sasebo.lg.jp

新規就農者支援事業費補助金	【①新規就農者育成支援】 ・佐世保市の農業研修を受講する者への研修経費を支援 ・研修を行う農家への研修経費を支援	・独立自営就農者の年齢が原則60歳未満で、新規就農を目指し、研修計画及び就農計画を作成しその実現が認められる者 ・研修生を受け入れる農業士又は認定農業者	・800円×研修時間 （上限32,000円/月×10ヶ月） ・20,000円/月 （上限10ヶ月）	農政課 ℡0956-24-1111 内線 3032 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ nouchiku@city.sasebo.lg.jp
	【②賃貸住宅入居支援】 賃貸住宅家賃を支援	・①新規就農者育成支援と同じ ・新たに市外から佐世保市に移住する者	家賃の1/2以内 （上限25千円/月×12ヶ月）	
新規就農者支援事業費補助金	【③農機等購入費補助】 営業開始、承継発展の際に必要な農機・施設・資材等の購入費を支援	・①新規就農者育成支援と同じ	購入費の1/3以内 （上限400千円）	農政課 ℡0956-24-1111 内線 3032 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ nouchiku@city.sasebo.lg.jp
	【④農地賃借料補助】 営業開始、継承発展の際に必要な農地賃借料を支援	・①新規就農者育成支援と同じ	賃借料の1/2以内 （上限30千円/年）	
離島就学生助成金	黒島町・高島町及び宇久町にお住まいの方のお子さんが、市内の学校に在学するために、三町以外で下宿・入寮する費用又は定期航路を利用して通学する費用の一部を助成します。	①佐世保市黒島町、高島町又は宇久町に住所を有する方の子女で、三町以外で下宿・入寮等をしている者また黒島町、高島町から定期航路を利用して通学する方。ただし、宇久については、島外の普通科以外の高校等に進学する生徒が対象 ②市内の学校に在学していること。ただし、市外の学校に在学する方で、市長が特別に認めるものは、この限りではありません。 ③扶養者又はその配偶者と同居していない方	〔下宿・入寮等の助成〕 ・1人につき月額32,500円（県・市共同助成）。ただし、下宿代及び寮費等がこの額を下回る場合は、その額 ・宇久については、1人につき月額32,500円（市単独助成） 〔通学費の助成〕 ・1人につき月額あたり定期航路に係る交通費（定期代）の1/2の額 ※長崎県の離島高校生修学支援費補助金を受給する者については、当該補助金の額が市助成金の額未満の場合はその差額を交付し、市助成金額以上の場合は交付しない。	地域政策課 ℡0956-24-1111 内線 2774 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ tiikis@city.sasebo.lg.jp

過疎等地域振興持続支援事業補助金	過疎等地域など条件不利地域の振興の持続を目的として、地域住民が取り組む地域課題の発見や解決・緩和、それを担う人材育成などの地域づくり活動に対し、費用の一部を助成します。	過疎や半島、離島の振興法に基づく指定地域に存在する団体で、①特定の政治や宗教、産業、職業などに基づき構成された団体でないこと ②構成員の年齢や性別、職業、所属などに多様性をもつ団体であること ③5人以上(うち過半数は佐世保市の住民登録者であること)で構成された団体であること	補助対象事業は、 ①持続支援(地域振興の持続に寄与する人材育成等) 補助対象経費×3/4以内 ②取組支援(持続支援の延長として実施する事業等) 補助対象経費×1/3以内	地域政策課 ℡0956-24-1111 内線2773 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ tiikis@city.sasebo.lg.jp
国際交流促進補助金	市民が海外姉妹都市等と文化、芸術、スポーツ等をとおして活発に交流を行い、国際理解の促進や佐世保地域の多文化共生の推進につながるよう、事業費の一部を補助します。	営利を目的とせず、自主的に行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として国際交流活動を行う団体で以下に該当する団体 ①市内に主たる活動拠点を有する団体 ②市内に在住、在勤又は在学する者5名以上で構成する団体 ③会則又は規約等を定め、継続的な活動を行い、又はこれから行っていくことが明らかである団体 ④イベント事業の実施を目的として設立された実行委員会その他の一過性のものではない団体	【対象事業】 佐世保市の海外姉妹都市等との交流事業(人材育成や技術力向上を目的とする事業を除く) ①受入事業:市内において海外姉妹都市等からの訪問団と文化、芸術、スポーツ、学術に関する交流を行う事業 ②派遣事業:海外姉妹都市等を訪問し、文化、芸術、スポーツ、学術に関する交流を行う事業 ③オンライン事業　海外姉妹都市等との間でオンラインにより、文化、芸術、スポーツ、学術に関する交流を行う事業 【補助金額等】 補助対象経費の1/3以内(市が主催する訪問事業に参加する場合若しくは市と共同で事業を実施する場合又は市長が特に認めた事業は、補助対象経費の1/2以内)で、100万円を上限とする。補助金の交付回数については、1対象団体につき1回を限度とする。 詳しくはお問い合わせください。	文化国際課 ℡0956-24-1111 内線　3261～3263 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ bunkak@city.sasebo.lg.jp
コンベンション開催事業補助金	市内で開催される九州大会規模以上のコンベンション(学会、大会、会議)又はスポーツ大会で、市内の宿泊施設に延べ100人以上宿泊者がある場合、コンベンション事業の一部を補助します。	コンベンション主催者	⑴　学会、大会、会議 50人以上25,000円から3,000人以上150万円(上限) ⑵　スポーツ大会 300人以上20万円から3,000人以上150万円(上限) ※新規加算額あり	(公財)佐世保観光コンベンション協会 ℡0956-23-3369 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ sasebo208@rapid.ocn.ne.jp

林道除草奨励金	森林の管理及び市民の生活道路として利用されている林道について、交通の阻害を防止し、害虫の発生を抑制するための除草作業に対して、奨励金を交付します。	町内会・自治会又は林道関係者で組織する団体	1.0平方メートル当り33円	農林整備課 TEL0956-24-1111 内線 3043～3044 メールアドレス nousei@city.sasebo.lg.jp
農道除草奨励金	農業経営及び市民の生活道路として利用されている市有農道について、交通の阻害を防止し、安全かつ快適に利用するための除草作業に対して、奨励金を交付します。	町内会・自治会又は農道関係者で組織する団体	1.0平方メートル当り20円	農林整備課 TEL0956-24-1111 内線 3041～3042 メールアドレス nousei@city.sasebo.lg.jp
有害鳥獣対策事業補助金	わな猟狩猟免許の受験にかかる経費について補助します。	わな猟狩猟免許試験受験者(有害鳥獣被害防止対策事業のみ)	わな猟狩猟免許の受験にかかる経費 ① 申請手数料(市:40％以内) ② 診断書料(県・市:80％以内) ③ 講習費(国・市:100％) ※いずれも免許試験1回のみで、①②についてはわな猟狩猟免許の合格者に限る。 ③は、銃猟狩猟免許試験の講習会も含む。	農政課 有害鳥獣対策室 TEL0956-24-1111 内線 3057～3058 メールアドレス yugait@city.sasebo.lg.jp
農業施設整備助成事業補助金	**干がい恒久対策事業補助金** ため池の老朽化及び未整備な用水路等の取水施設の改修に対し、工事費の一部を補助します。	施設利用者(農業従事者)	事業費の7割以内	農林整備課 TEL0956-24-1111 内線 3047 メールアドレス nousei@city.sasebo.lg.jp
	農道舗装事業補助金 農地生産性の向上を図るため、砂利道の農道をアスファルト等で舗装する工事費の一部を補助します。	施設利用者(農業従事者)	事業費の7割以内	農林整備課 TEL0956-24-1111 内線 3041～3042、3049、3059 メールアドレス nousei@city.sasebo.lg.jp
	農道新設改良事業補助金 農地生産性の向上を図るため、農業経営の基幹である農道の新設改良に対し、工事費の一部を補助します。	施設利用者(農業従事者)	事業費の7割以内	
集落排水処理施設水洗便所改造等資金利子補給補助金	集落排水に加入するため水洗便所などへの改造工事を行い、金融機関より資金の融資を受けた方について、その利子を補助します。	宇久地区の集落排水処理事業の処理区域に家屋を所有・または居住されている方	・利子補給対象額 利子の全額(延滞利息は除く) ・補給対象の借入限度額 1戸当たり50万円 ※条件などがありますので詳しくはお尋ねください。	水産課 TEL0956-24-1111 内線 3051～3052 メールアドレス suisank@city.sasebo.lg.jp

離島漁業再生支援交付金（基本交付金）	離島地区の漁業生産活動の向上のための取り組みに対する助成	離島地区（宇久（寺島を含む）・黒島・高島）の漁業者で組織される団体（漁業集落）	【対象経費】 漁業の生産力の向上に係る取組等に対する経費 【補助率】　10/10（定額）	水産課 ℡0956-24-1111 内線　3053～3054 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ suisank@city.sasebo.lg.jp
離島漁業再生支援交付金（離島漁業新規就業者特別対策交付金）	基本交付金実施団体が取り組む新規就業者に対する漁船・漁具のリース事業に対する助成	離島地区（宇久（寺島を含む）・黒島・高島）の漁業者で組織される団体（漁業集落）	【対象経費】 漁船・漁具のリースに係る経費 【補助率】 10/10	水産課 ℡0956-24-1111 内線　3053～3054 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ suisank@city.sasebo.lg.jp
離島漁業再生支援交付金（特定有人国境離島漁村支援交付金）	特定有人国境離島で漁業及び海業の起業並びに事業拡大に係る費用に対する助成	国境離島（宇久（寺島を含む））内の基本交付金実施漁業集落またはこの漁業集落で認められた被支援者	①雇用を創出するための取組 【対象経費】 新規雇用者に係る人件費等に係る経費 【補助率】 3/4以内（上限900万円） ②雇用の創出を円滑に行うための環境整備に対する取組 【対象経費】 環境整備に係る資材費・人件費等に係る経費 【補助率】 定額（上限150万円、ただし、人件費は上限100万円）	水産課 ℡0956-24-1111 内線　3053～3054 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ suisank@city.sasebo.lg.jp
認定農業者農地集積助成金	認定農業者が、農地（市街化区域を除く）を5年以上で賃借権設定した場合に、助成金を交付します。	認定農業者	①新規10㌃当たり12,000円 ②再設定10㌃当たり6,000円 ③遊休農地加算10㌃当たり6,000円 ①、②、③合わせて上限50万円	農業委員会事務局 ℡0956-24-1111 内線　3062 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ nougyo@city.sasebo.lg.jp
子育て応援住宅支援事業補助金	中古住宅の取得費用や取得後の住宅の改修にかかる費用の一部を補助します。	多子世帯または新たに3世代で同居もしくは近居しようとする世帯等	補助率：改修費又は中古住宅取得費の1/5以内、上限額：40万円 （※一定条件を満たす場合に上限が44万円となる場合あり）	都市政策課 ℡0956-24-1111 内線　2805 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ tosise@city.sasebo.lg.jp
街づくり推進団体補助金	生活環境の改善、都市機能の更新等を図るため、都市再開発法の規定による事業、住環境整備事業及びその他市の施策において市民協働によるまちづくりにより、施設整備を行う事業を推進する団体に、運営費及び活動費の一部を補助します。	市街地の整備を促進することを規約又は定款で定め、当該地区の住民が主体となって構成する団体	団体の運営費及び活動費の1/3。1団体当たり50万円以内	まち整備課 ℡0956-24-1111 内線　2821～2825 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ machis@city.sasebo.lg.jp

地区景観づくり協議会の活動助成金	地区における良好な景観の形成を図ることにより、住み良いまちづくりを推進することを目的として設立された団体に対し、技術的援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を助成します。	地区景観づくり協議会の活動助成金の交付に関する細目で定める要件を満たす規約が定められている団体	協議会の活動費の1/3以内とし、年間20万円を超えない。助成金は、3年を超えては交付しない。ただし、市長が協議会の活動状況を勘案し、必要と認めたときは、この限りでない。	まち整備課 ℡0956-24-1111 内線　2821～2825 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ machis@city.sasebo.lg.jp
安全・安心住まいづくり支援事業補助金	地震による建物倒壊を防止し、市民の生命・財産を守るため、耐震診断費用の一部と、診断により「危険」と判断された住宅の耐震改修計画策定費と耐震改修工事費の一部を助成します。	・耐震診断：昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築された戸建て木造住宅で、対象住宅に現に住んでおり市税を滞納していない者 ・耐震改修計画及び改修工事：上記の診断で危険と判断されたもの	・耐震診断：2/3（上限41,000円） ・耐震改修計画策定及び耐震改修：4/5（上限67万円）	
民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金	吹付けアスベストの飛散による市民の健康被害を守るため、建築物の所有者に対し、アスベストの成分調査費用及び除去等工事費用を助成します。	佐世保市にある民間建築物で、吹付けアスベストを有するおそれがあるもの。	・成分調査費の10/10（上限25万円） ・除去等工事費の2/3（上限1,100万円）	建築指導課 ℡0956-24-1111 内線　2844～2847 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ kentiku@city.sasebo.lg.jp
がけ地近接危険住宅移転補助金	がけの倒壊による危険から住民の生命を保護するため、危険地域外に住宅の移転等をする場合に要する資金に対する補助金を交付する。	がけ地の崩壊等（土石流および地すべりを含む。）により住民の生命に危険をおよぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転を行う者が佐世保市内の危険地域外に住宅の移転等をする場合に要する資金	・除去費等：危険住宅の除去に要する経費 1戸当りの限度額とし年度により変更する場合がある。 （1戸当たり上限95.7万円） ・建物助成費：危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（土地の取得を含む）をするため資金を金融機関から融資を受けた場合において、当該借入金利に相当する額。 1戸当りの限度額とし年度により変更する場合がある。但し、土地の取得を要しない場合は金額の変更あり。 （1戸当たり上限421万円（※建物325万円、土地96万円）	

老朽危険空き家除却費補助金	安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化し、危険な空き家住宅の除却を行う者に対し、除却工事費用の一部を助成します。	下記の条件を全て満たす老朽危険空き家の所有者で市税の滞納の無い者。 ①市内の木造若しくは鉄骨造の過半が住宅の空き家 ②住宅地区改良法施行規則に定める構造評定が100点以上の不良住宅 ③減価償却期間を超えて存する建築物（木造の場合、22 年）	補助対象建築物の除却工事費に8/10を乗じて得た額とし、国土交通大臣が定める標準建設費のうちの除却工事費を上限とする。（標準建設費は、補助金の交付決定をした際における標準建設費） これにより算出した補助対象経費（税抜）に1/2を乗じて得た額とし、60万円を上限とする。	
老朽危険空き建築物除却費補助金	安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化又は自然災害等により、第三者に対し影響を与える恐れのある危険な空き建築物の除却を行う者に対し、除去工事費用の一部を助成します。	下記の条件を全て満たす老朽危険空き建築物の所有者で市税の滞納の無い者。 ①市内の木造若しくは鉄骨造の住宅以外空き建築物 ②住宅地区改良法施行規則に定める構造評定が100点以上の不良住宅 ③減価償却期間を超えて存する建築物（木造の場合、22年） ④老朽化又は自然災害等により、人の生命若しくは身体または財産に害を及ぼすおそれのある状態にあるもの	補助対象建築物の除却工事費を補助対象経費（税別）とし、国土交通大臣が定める標準建設費のうちの除却工事費を上限とする。 補助金額は補助対象経費に1/3を乗じて得た額とし、60万円を上限とする。	建築指導課 ℡0956-24-1111 内線　2844～2847 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ kentiku@city.sasebo.lg.jp
男女共同参画人材育成事業補助金	男女共同参画社会の推進リーダーとなる人材の育成のため研修等に参加する費用の一部を補助します。	①本市に住所又は勤務地を有する方 ②男女共同参画社会の推進に関心があり、研修等で得た経験を生かした活動を期待できる方	補助率1/2以内、上限8万円	男女共同参画推進センター「スピカ」 ℡0956-23-3828 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ jinken@city.sasebo.lg.jp

水道施設整備・維持管理費補助金	水道施設の修繕、新設及び拡張工事に要する経費や水道法第20条に基づく水質検査に要する経費などの一部を補助します。	公営外水道を運営する団体（事業用は除く）で自治会長等もしくはこれに準ずる者が代表を務める団体	対象事業や補助率は、 ①工事等が市有財産に係るものである場合は1/2以内、それ以外は1/3以内 ②補助対象者が自前で工事等を行う場合は、必要な機器の借上料、部品代等の経費に対し1/2以内 ③水道法第20条に基づく水質検査は1/3以内（上限額10万円） ④行政が建設した市有財産である場合で ・水道施設の維持管理に資する工事等（修繕は除く）は10/10（上限額20万円） ・維持管理委託料は1か月15㎥の当該水道施設の水道料金を市水道料金（税抜き）で除して得た率（上限率10/10）	保健福祉政策課 ℡0956-24-1111 内線　5525 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ hokfuk@city.sasebo.lg.jp
地域猫不妊・去勢手術費助成金	所有者不明の猫による被害の防止等のため、不妊・去勢手術にかかる費用の一部を助成します。	地域で猫を管理することのできる活動グループ（自治会、町内会等からの承認が必要です）	不妊・去勢手術にかかる費用から自己負担額2,000円を差し引いた額（オス1頭あたり上限8,000円、メス1頭あたり上限18,000円）	動物愛護センター ℡0956-42-3300 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ seikat@city.sasebo.lg.jp
宇久地区高齢者通院助成事業補助金	宇久地区に住所を有する高齢者が本土の医療機関に通院、入院する際に要する航路運賃の一部を補助します。	宇久地区に住所を有する75歳以上の方	・補助額は、通院あるいは入院を目的とする渡航1回（往復）につき1,000円です。 ・年度内に10回を上限とします。 ・年度内であれば、複数回分をまとめて申請することが可能です。 ・交付申請には事前の登録と医療機関の発行した領収書（写し）が必要です。	宇久保健福祉センター ℡0959-57-2460 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ u.hoken@city.sasebo.lg.jp
離島介護サービス渡航費等支援事業助成金	離島地域に居住する方が、介護サービスを利用する際の渡航費を助成します。また、介護サービスを提供する事業者に対しても助成します。	○離島等に居住している ・要介護・要支援認定を受けた方 ・事業対象者 ○該当者に介護サービスを提供する事業者	○佐世保(相浦)～黒島 ○佐世保(相浦)～高島 ○宇久島～寺島 ○佐世保～宇久島 介護サービス利用（提供）のために、上記区間を使用した際の実費の全額又は一部です。定期航路のみが対象となります。 該当しない場合もありますので、詳しくはお尋ねください。	長寿社会課 ℡0956-24-1111 内線　5314 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ chojyu@city.sasebo.lg.jp

地域介護予防活動支援事業補助金	高齢者の身近な所に介護予防に取り組める場を増やし、高齢者の健康の維持促進を図るため、住民主体で結成され介護予防に取り組む団体に対し、活動の実施に要する経費の一部を補助します。	高齢者が自ら介護予防に取り組む団体で、下記のすべてに該当する団体 ○佐世保市内在住の65歳以上の高齢者5人以上で構成され、主たる活動を佐世保市内で行っている団体 ○体操を取り入れた活動を週1回以上行っていること ○介護予防活動と同様の活動を3か月以上継続して行っていること	交付の要件 【第1段階】 1回につき30分以上の介護予防体操に、週1回取り組んでいること。 上限額:2万4千円(初年度のみ7万4千円) 【第2段階】 (1)「第1段階」を実施している。 (2)口腔体操に週1回以上取り組んでいる。 (3)生活習慣病予防に関する講話受講を1回以上実施している。 (4)介護予防に関するサポーター養成講座の修了者が在籍している。 上限額:5万円 【第3段階】 (1)「第2段階」を実施している。 (2)栄養、認知症及びお口の健康等に関する講話のうち、2分野以上の講話受講を各1回以上実施している。 上限額:7万4千円	長寿社会課 ℡0956-24-1111 内線　5325 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ chojyu@city.sasebo.lg.jp
訪問型支え合いサービス補助金	高齢者の身近な所に生活支援等の多様な支援団体を増やし、高齢者の健康の維持促進を図るため、住民主体で結成され介護予防に取り組む団体に対し、必要な経費の一部を補助します。	有償・無償のボランティア等により高齢者等の支援に取り組む団体で、下記のすべてに該当する団体 ○買い物や掃除等の簡単な家事援助サービスを行う団体 ○サービス提供に係る従事者が5人以上在籍し、活動実績が3か月以上ある団体 ○サービス対象者のうち65歳以上の者が3人以上いる団体	訪問型支え合いサービスの事業の実施に要する経費 上限額:26万円	長寿社会課 ℡0956-24-1111 内線　5325 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ chojyu@city.sasebo.lg.jp

通所型支え合いサービス補助金	高齢者の身近な所に定期的な利用が可能な自主的な通いの場を増やし、高齢者の健康の維持促進を図るため、住民主体で結成され介護予防に取り組む団体に対し、必要な経費の一部を補助します。	有償・無償のボランティア等により高齢者等の通いの場を運営する団体で、下記のすべてに該当する団体 〇体操や趣味活動を通じた日中の居場所づくり、定期的な交流会の開催等のサービスを行う団体 〇サービスに係る行事等を月2回以上開催しており、月3回以上の開催を目標とする団体 〇サービス提供に係る従事者が5人以上在籍し、活動実績が3か月以上ある団体 〇1回あたり、概ね10人以上参加していること。	通所型支え合いサービスの事業の実施に要する経費 上限額:8万円	長寿社会課 ℡0956-24-1111 内線　5325 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ chojyu@city.sasebo.lg.jp
予防接種費用負担金の助成	佐世保市に住民票を有する方が、やむを得ない事情により、事前に申し出のうえ、県外で定期予防接種を受ける場合、その費用の一部又は全額を助成します。	佐世保市に住民票を有し、下記に該当する方 ①母親の里帰り出産、世帯の一時的な県外就労等の理由により、長崎県外に事実上居住する方 ②長崎県外施設への入所等の理由により県外に事実上居住する方 ③その他市長が認める方	予防接種に実際に要した費用と佐世保市と佐世保市医師会の締結した当該予防接種の契約単価のうち、いずれか低い額を助成します。 ※申請には、接種した医療機関等の領収書の原本や予防接種の記録が記載されているもの（母子健康手帳等）が必要ですので、詳しくはお尋ねください。	健康づくり課 ℡0956-24-1111 内線　5540 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ kenkou@city.sasebo.lg.jp
予防接種再接種費用の助成	佐世保市に住民票を有する方が、骨髄移植等の医療行為により接種済みの定期接種の効果が期待できないと医師に判断され、再接種を受ける場合の費用の一部又は全額を助成します。	①再接種を受ける日に佐世保市に住民票を有する方。 ②骨髄移植等により、接種済みの定期接種又は再接種の効果が期待できないと医師に判断されている方。 ③再接種を受ける日において20歳未満の方。	再接種を受ける前に申請を行い、対象の予防接種の種類等について認定を受ける必要があります。 認定後に再接種を実施し、接種費用と佐世保市と佐世保医師会の締結した当該予防接種の契約単価のうち、いずれか低い額を助成します。	健康づくり課 ℡0956-24-1111 内線　5540 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ kenkou@city.sasebo.lg.jp
骨髄等移植ドナー支援助成金	佐世保市に住民票を有する方が、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を行った場合に、助成を行います。	①佐世保市に住民票を有する方 ②骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた方 ③骨髄等提供のための有給休暇制度を設けている企業、団体などに属していない方 ④市税の滞納が無い方	骨髄等の提供に係る通院・入院等を助成対象とし、要した日数に1日につき2万円を交付します。 ※骨髄等提供1回につき、上限は7日です。	健康づくり課 ℡0956-24-1111 内線　5540 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ kenkou@city.sasebo.lg.jp

フッ化物洗口推進事業補助金	子どもたちのむし歯予防対策を推進するために4・5歳児施設等が実施する集団フッ化物洗口事業実施に対し補助金を交付します。	次のいずれかに該当する施設又は事業を運営する団体の代表者 ①学校教育法第1条に規定する幼稚園 ②児童福祉法第39条第1項に規定する保育所 ③児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業 ④児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業 ⑤児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業 ⑥就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園 ⑦児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外の保育施設	○補助事業に要する経費のうち次の経費の実支出額の合計（収入がある場合には、これを除いた額）と基準額（772円×※期間率×人数）を比較して少ない方の額 ①フッ化物洗口に必要な薬剤費（ミラノール又はオラブリス） ②フッ化物洗口に必要な消耗品費 ※期間率＝実施月数/12月 ○薬品保管庫及び食器乾燥機の購入経費の実支出額の合計（収入がある場合には、これを除いた額）と5,000円を比較して少ない方の額 ※過去に同じ経費に係る補助金の交付を受けたことのない場合に限る	健康づくり課 ℡0956-24-1111 内線　5531 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ kenkou@city.sasebo.lg.jp
地域版子育てアイデア実現化奨励金	地域（概ね中学校区～支所管内）において、子育て支援を行いたい市民等の夢のある子育てアイデアの実現化を支援するため、取り組みに係る費用を補助します。	①佐世保市に住所を有する方 ②佐世保市内に通勤または通学している方 もしくは ③2名以上の市民およびその他の者で構成された団体で、主たる活動の場が佐世保市内にあるもの ④市内に事業所を有する会社その他民間の法人で、中小企業基本法（昭和38年法律第58号）第2条第1項各号に定める規模を超えないもの	奨励金の交付額：上限5万円 交付率：対象経費の10/10 （対象外経費あり。詳しくはお尋ねください。）	子ども政策課 ℡0956-24-1111 内線　5412 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ kodosei@city.sasebo.lg.jp
実費徴収に係る補足給付事業補助金	以下の私立幼稚園に通う子どもをお持ちの保護者に、副食費の一部を補助します。 ＜市内の対象＞ 広田、進徳、吉井中央	私立幼稚園に通う、合計年収360万円未満相当世帯の子ども及び第2子以降の子どもを持つ保護者の方	月額上限4,500円	子ども未来部 保育幼稚園課 ℡0956-24-1111 内線5422 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ hoyou@city.sasebo.lg.jp 又は各幼稚園 （市内の場合）

離島地域安心出産支援事業助成金	宇久・高島・黒島における妊婦さんが、島外の産婦人科への定期健診等の通院や入院、緊急搬送にかかった費用の一部を助成します。	宇久・高島・黒島における妊婦さん （妊娠8週以降）	助成金交付要綱に基づき下記の場合 一定額を助成します。 ①定期健診のために区域外医療機関への通院にかかった費用（船賃） 実費相当額、健診1回あたり8千円限度 ②　妊娠36週以降の妊婦で、出産のため事前に本土にて待機した場合 宿泊費：（食費を除く）実費相当額の2/3 ※　1泊5,000円を超える場合（5,000円×5泊）の2/3 交通費（船賃）：実費相当額、8千円限度 ③　妊娠28週以降の妊婦で出産のため区域外の医療機関にやむを得ず緊急に移送された場合の移送にかかった費用：実費相当額、10万円限度 ※　医師等の指示があった場合 詳しくはお尋ねください。	子ども保健課 ℡0956-24-1111 内線　5453 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ kodohoke@city.sasebo.lg.jp
陣痛タクシー費用助成金	事前登録した妊婦さんが、急な陣痛時に利用したタクシー料金の一部を助成します。	①母子健康手帳が交付された妊婦さん ②佐世保市に住民票があり、事前登録されている妊婦さん	助成金交付要綱に基づき一部を助成します。 陣痛時の通院に係る陣痛タクシーの利用料金。ただし、上限5千円。	子ども保健課 ℡0956-24-1111 内線　5453 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ kodohoke@city.sasebo.lg.jp
災害被災地し尿収集料金補助金	佐世保市災害警戒本部又は災害対策本部の指示によるもので、風水害等により便槽が浸水し、緊急にし尿の収集を行う必要性が生じた場合に被災者のし尿収集料金の一部を補助します。	市内の風水害等の被災者（世帯ごと）	一回につき2,000円以内	環境政策課 ℡0956-31-6520 内線　7210-14 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ kansei@city.sasebo.lg.jp
浄化槽設置補助金	市長の定める地域内において、浄化槽を設置しようとする方に対して、補助金を交付します。	浄化槽設置者（要綱に基づく）	市長の定める地域内において浄化槽を設置しようとするものに対して予算の範囲内で補助金を交付します（要綱に基づく）。 ※国庫補助対象地域及び市単独補助対象地域あり。	環境保全課 ℡0956-26-1787 内線　7210-32 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ kanhoz@city.sasebo.lg.jp
浄化槽等改造資金利子補給金	下水道認可区域外において浄化槽を設置し、その改造工事にかかる資金を佐世保市の取扱金融機関から融資を受けた者に対し、その支払利息分を補助します。	浄化槽設置者（要綱に基づく）	融資限度額は1戸60万円以内（ただし、放流ポンプ槽付浄化槽を設置する場合は90万円以内）。利子補給限度額は1戸につき5万円以内（ただし、放流ポンプ槽付浄化槽を設置する場合は7.5万円以内）	環境保全課 ℡0956-26-1787 内線　7210-32 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ kanhoz@city.sasebo.lg.jp

遠距離通学児童生徒通学費補助金	保護者の負担軽減を目的として通学費に係る経費の一部を補助します。	市内の市立小中学校及び義務教育学校に通う児童生徒で、自宅から学校までの片道通学距離が小学校で4km以上、中学校で6km以上、船舶利用者（距離は問わない。）の児童生徒を持つ保護者の方	補助率 徒歩　年額6,000円 交通機関利用者　交通費総額の3/4 船舶利用者　交通費全額	学校又は 教育委員会教育総務部総務課 ℡0956-24-1111 内線　3107～3108 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ kyouik@city.sasebo.lg.jp
体育・スポーツ振興補助金	国際大会、全国大会、国民体育大会、九州大会に監督、選手等として出場する市内在住の方に対して、費用の一部を補助します。	国際大会、全国大会、国民体育大会、九州大会に監督・選手等として出場する本市在住の市民の方	市民の方が国際大会、全国大会、国民体育大会、九州大会に出場する場合、年齢区分及び開催地に応じた額を交付します。 ただし、同年度に複数の全国大会（国民体育大会を除く。）、九州大会に出場する場合は、それぞれ1回の交付に限ります。 ※大会に出場する前に必ず申請してください。	教育委員会教育総務部スポーツ振興課 ℡0956-24-1111 内線　3132 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ sports@city.sasebo.lg.jp
	全国大会、九州大会（西日本大会を含む。）を本市で開催する場合、費用の一部を補助します。	大会を主催する市内の競技団体	・全国大会規模 10 万円 ・九州大会規模 5 万円 ただし、佐世保市から委託、補助その他の財政的支援（佐世保市の費用を財源とする他の補助金等を含む。）を受けて行う大会は補助の対象外となります。 ※大会を開催する前に必ず申請してください。	
文化財等保存整備事業補助金	国・県・市の指定等にかかる文化財を、その所有者等が保存活用を図るために必要な保護事業に要する経費の一部を補助します。	文化財の所有者・管理者（管理団体）・技術保持者・保存団体又は文化財活用・普及活動団体	●国・県が指定・選定・登録する文化財 国・県の補助額を除いた所有者負担する額のうち1/3以内の額。 ただし、国選定重要文化的景観については、所有者・管理者が負担する額のうち1/2以内かつ1件につき事業費の200万円まで上限。 なお、国庫補助事業に該当し、その補助金の交付を受けられる場合は7/10以内かつ1件500万円までを上限。 ●市が指定する文化財 交付の対象となる額のうち1/2以内の額 ※いずれも予算の範囲内に限ります。また事業内容によって上限額なども定めがあります。	教育委員会教育総務部文化財課 ℡0956-24-1111 内線　3128 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ bunzai@city.sasebo.lg.jp

クラウドファンディング型プロジェクト応援事業（文化）補助金	文化芸術事業の実施に必要な経費に対し、市のふるさと納税特設サイトを通じて寄付金を募り、寄付額と原則同額を上乗せし補助します。	次の要件全てに該当する文化芸術活動を行う個人または団体（法人を含む）が対象となります。 ①佐世保市内に住所地又は団体所在地、活動場所のいずれかが存在する。 ②文化芸術事業を実施した実績を有するもの（団体の場合、構成員の実績を含む）。	補助金額＝（寄付額－市が準備する返礼品等に係る必要経費）×2 ※申請後に補助上限額が決まります。	文化国際課 ℡0956-24-1111 内線　3264 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ bunkak@city.sasebo.lg.jp
生活扶助世帯等に対する水洗便所等改造費補助金	生活扶助世帯等の方が所有する家屋において、既設のくみ取り便所等改造及び改造に付随する排水設備工事費用の一部を補助します。	家屋を所有している生活扶助世帯等の方	・補助金の上限40万円 ・補助金による便所の改造箇所数は、1箇所とする。	水道局下水道事業課 ℡0956-24-1151 内線　3556 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ suiges@city.sasebo.lg.jp
水洗便所改造等融資資金に係る利子補給	下水道処理区域内のくみ取り便所（浄化槽からの切替も可）を水洗便所に改造しこれと同時に施工する排水管又はその他排水設備の設置を目的として、市中金融機関等から融資を受けた場合、支払利息5万円を上限として補給します。	下水道処理区域内のくみ取り便所（浄化槽からの切替も可）を水洗便所に改造しこれと同時に施工する排水管又はその他排水設備の設置を目的として、市中金融機関等から融資を受けた方	・利子補給限度額 一戸当たり5万円以内（宅地内排水ポンプを設置する場合は7.5万円以内）	水道局下水道事業課 ℡0956-24-1151 内線　3556 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ suiges@city.sasebo.lg.jp
ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用助成金交付要綱	積極的勧奨を差し引かえている間に接種の機会を逃し、任意接種で接種をした方に対し、接種費用の助成を行います。	①令和4年4月１日時点に佐世保市に住民票を有する方 ②定期接種の期間に3回の接種が完了せず、その次の年度から令和4年3月31日までに国内の医療機関で2価または4価を任意接種し費用負担した方 ③キャッチアップ接種を受けていない方	任意接種に実際に要した費用と佐世保市と佐世保市医師会の締結した各年度の当該予防接種の契約単価のうち、いずれか低い額を助成します。 ※申請には、接種した医療機関等の領収書の原本または証明書や予防接種の記録が記載されているもの（母子健康手帳等）が必要ですので、詳しくはお尋ねください。	健康づくり課 ℡0956-24-1111 内線　5540 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ kenkou@city.sasebo.lg.jp